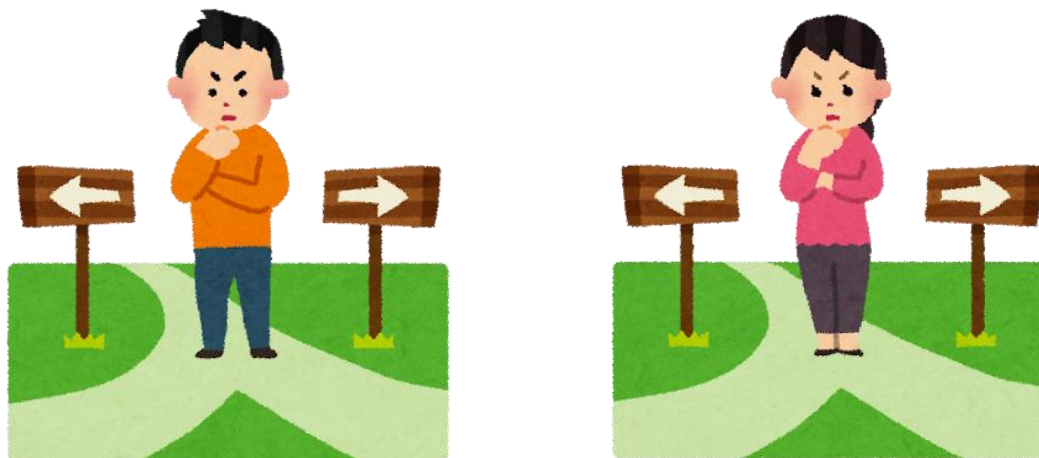


令和8年度 【別冊】しらさぎ進路通信

この【別冊】進路通信は、本校の進路指導についての御理解と御協力をいただくためのものです。より良い進路選択ができるように、御家庭と学校で連携をとりながらすすめてまいりたいと思っています。



更新日 2026年4月1日



目次

内容

1. 本校の教育について	3
1) 目指す学校像と生徒像	3
2) 本校の進路指導について	4
3) 卒業後の進路について	5
4) 企業における6職種	6
5) 進路指導にあたって	7
6) 愛の手帳成人更新とは	8
2. 現場実習について	9
1) 現場実習の流れ	9
2) 御家庭へのお願い	9
3. 日中の障害福祉サービスについて	10
1) 障害者総合支援法のサービス体系	10
2) 障害者総合支援法による福祉サービスの種類とは	11
3) 契約や通所に向けた活動	15
4) 区分に応じて利用できるサービスについて	16
4. 企業就労について	17
1) 企業就労にあたって	17
2) 卒業学年のイベント	18
3) 求職登録	18
4) 職業的重度知的障害者判定	19
5) 企業就労までの流れ	20

参考・引用文献

東京都立白鷺特別支援学校校内研修資料

江戸川区障害者福祉課資料

1. 本校の教育について

1) 目指す学校像と生徒像

目指す学校像

学びをくらしにつなげる学校

- ◎学び とは 学校での教育活動全てのこと
- ◎くらし とは 主に家庭生活、職業生活、余暇活動のこと
- ◎つなげる とは 江戸川区や卒業後の関連施設との情報共有や具体的な継続支援のこと

目指す生徒像

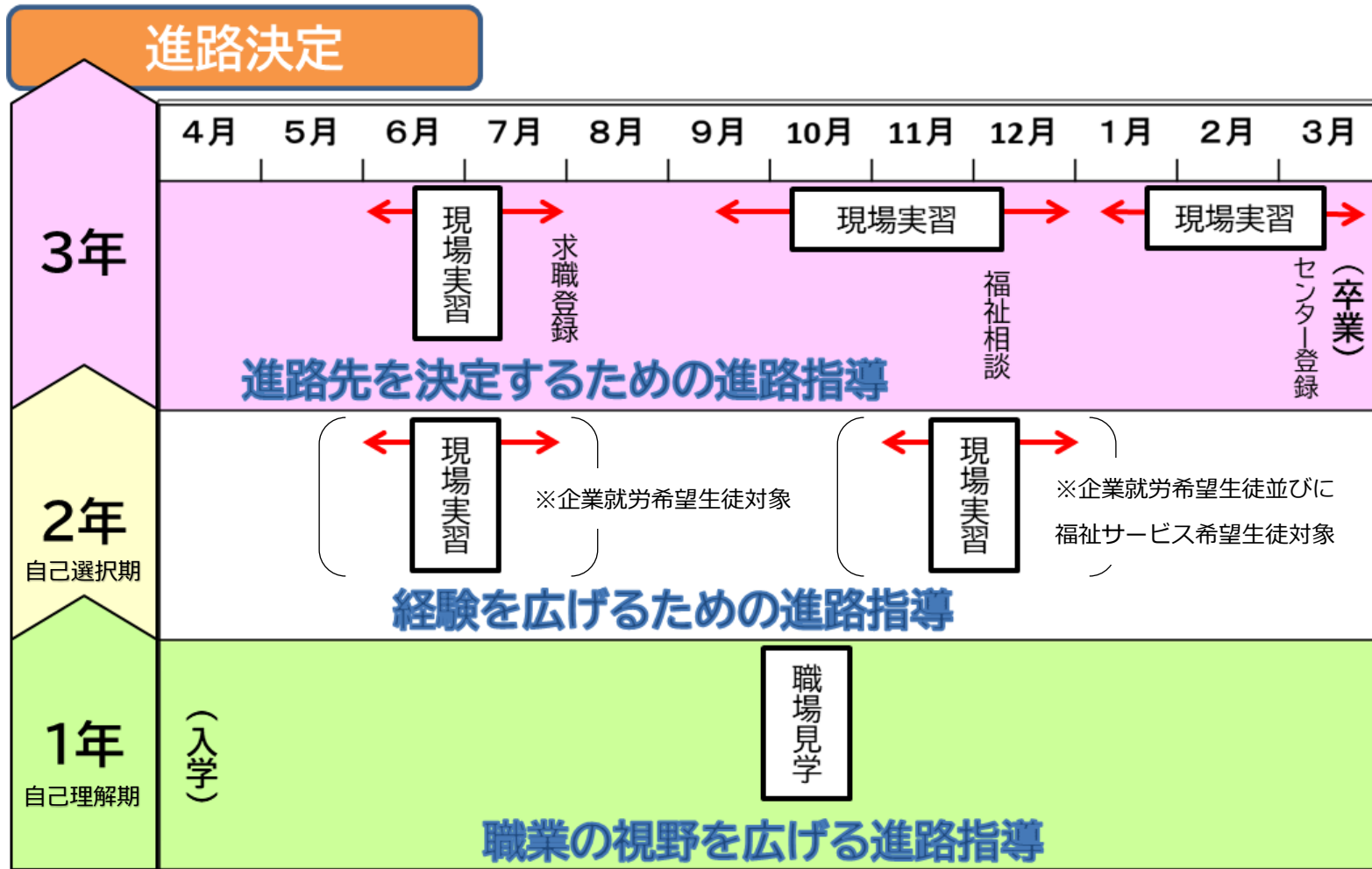
地域で元気にくらしが出来る人

- ◎地域 とは 自分がくらす江戸川区のこと
- ◎元気 とは 意欲があり健康なこと
- ◎くらしが出来る とは できることは自分でやること

学校の教育活動全体を通じて、目指しています。

2) 本校の進路指導について

本校では、学校の教育活動全体を通じて、すべての教員が進路指導に関わっています。日常生活の指導や作業学習、現場実習などを通じて、生徒それぞれにおける、将来の進路を指導しています。



3) 卒業後の進路について

本校卒業生の主な進路先（令和 7年 3月31日現在）

	福祉サービス (生活介護)	福祉サービス (就労系)	企業等	入所施設	訓練校等	その他	卒業生数
令和 7年度	10人	21人	13人	1人	0人	4人	49人
令和 6年度	18人	30人	23人	1人	0人	5人	77人
令和 5年度	16人	23人	11人	0人	0人	1人	51人

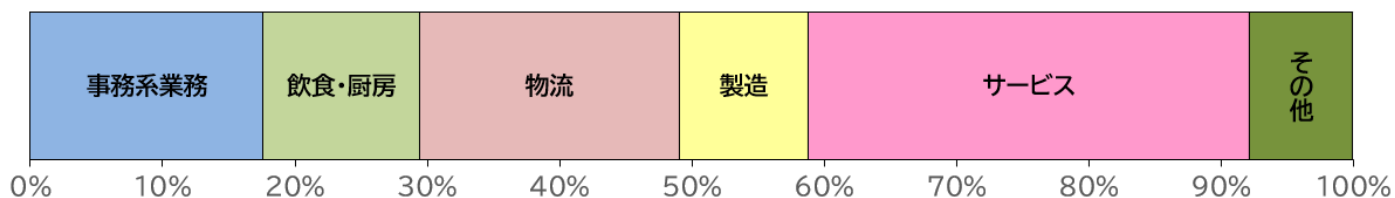
進路先の特徴

		対象者	特徴・内容など
福祉サービス	生活介護	生活全般に介護を必要とする方等	日中における入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産的活動の場を提供
	就労継続支援 B 型	企業などで就労が困難な方 または 企業就労希望だが、就労までに時間を要する方	就労に関する知識や能力の習得のための訓練を実施
	就労継続支援 A 型		雇用契約を結び、就労に関する知識や能力の習得のための訓練を実施 ※原則最低賃金
	自立訓練		自立した日常生活や社会生活の訓練を実施 ※利用制限 2 年
就労移行支援	企業就労が可能と見込まれる方（可能性の高い方）	就労に関する知識や能力向上のための訓練を実施 ※利用制限 2 年	
企業		安定した勤務	最低賃金以上
訓練校等		知的障害者	実務作業科を小平、板橋、品川、足立に設置。1年間。選考試験有。

4) 企業における6職種

職種	仕事内容
事務系業務	事務補助等
飲食・厨房周辺業務	食器洗浄、調理補助、コーヒー焙煎等
物流部門諸業務	荷物運搬・仕分け、引越等
製造業務	工場等における業務、梱包作業、水耕栽培等
小売販売周辺業務	店舗バックヤードにおける販売準備、フロント業務等
サービスの諸業務	清掃、洗車、電話機・コピー機リサイクル等

企業就労 業種内訳(令和5年度～令和7年度)



事務系業務	飲食・厨房	物流	製造	サービス	その他
17.6%	11.8%	19.6%	9.8%	33.3%	7.8%

(企業就労者の業種別割合(%))

5) 進路指導にあたって

生徒の現場実習での様子や学習の評価に基づき、生徒のもっている能力や適性に合った企業や福祉事業所を選択することになります。企業を希望する場合は、働く意欲、公共交通機関の安定した利用、身辺自立、報連相の力が問われます。福祉事業所でも、事業所ごとに特色があり、利用者にとって向き・不向き、合う・合わないがあります。

(1) 日々の生活の中で

身辺処理能力	自分一人で、できることを増やし、いつでもどこでも発揮できる。
基本的な生活習慣	早寝、早起き、食事、清潔などの基本的な生活習慣を確実に身に付け、規則正しい生活が送れる。
家事・手伝い	役割分担を決め、自発的に取り組める。

(2) 御家庭で

進路希望	お子さんの特性や課題、適性などをしっかりと踏まえた上で、実習の希望先や進路の希望をお考えください。企業就労、福祉サービスの利用に関わらず、お子さんが将来、有意義に生活していける場所での進路を考えていきましょう。
情報収集	保護者会、福祉説明会、進路保護者会、PTAの催し、進路通信、進路相談(毎月第三火曜日予約制)、アプリ「ミライク」など
関係機関	将来的に、計画相談支援事業所(福祉サービスを利用する際の計画案の作成等)や、かかりつけ医(生活介護希望者は認定調査に伴い医師の意見書が必要、20歳の障害年金申請の際、医師の診断書が必要)との連携が重要です。

6) 愛の手帳成人更新とは

愛の手帳の成人更新とは、愛の手帳を18歳以前に取得している方が、18歳の誕生日以降に、更新の判定を受けて、手帳を書き換える手続きのことです。

- (1) 場所 東京都心身障害者福祉センター 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）
又は多摩支所 国立市富士見台2-1-1

※愛の手帳が1度・2度の生徒は江戸川区障害者福祉課による巡回判定を区内で受けることができます。

- (2) 予約 判定を希望する月の前月の1日から予約が可能。例えば4月生まれの生徒は、前月の3月1日から予約が可能。

※特に、二年生最後の個人面談で担任と確認してください。

- (3) 更新 本人と保護者

①受付 ②愛の手帳交付申請書記入 ③心理学的判定（面接・心理検査） ④医学的判定（問診・診察・身体測定）

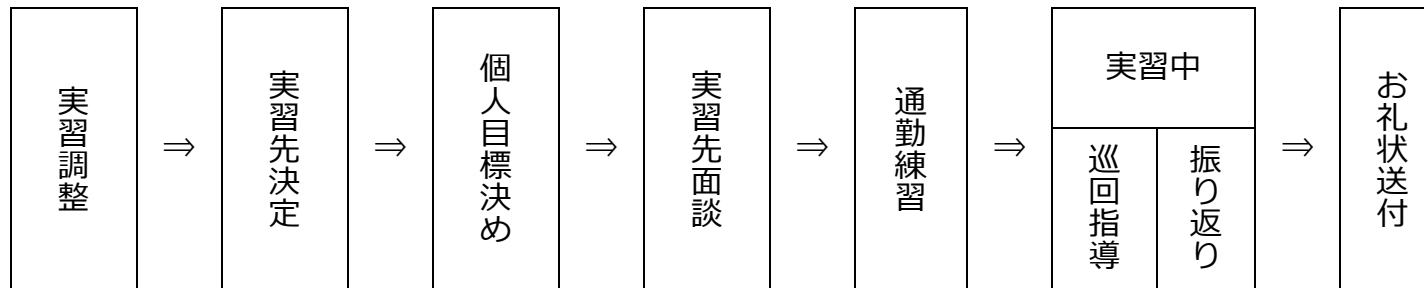
※判定にあたっては、知能検査だけで判定するのではなく、生活上の困難さも判定材料となりますので、日頃困っていることを整理して伝えることが大切です。当日に必要なものについては、予約の際に確認し、母子手帳、学校の通知表、通院や入院中の場合は診断名、経過、服薬等について説明できるもの等を用意しておくといでしょう。

- (4) 交付 判定を受けてからおおむね1か月程度で手帳が届きます。手帳が届きましたら、その旨を学校に伝えてください。

2. 現場実習について

1) 現場実習の流れ

実習期間は、福祉事業所では平日2日から5日、企業では5日から10日間程度です。



- (1) 実習先面談について、福祉サービスは保護者同席します、企業は保護者同席しないことが多いです。
- (2) 通勤練習については、生活介護事業所への実習では行いません。
- (3) 巡回指導・振り返りについて、保護者が同席できない場合もあります。

2) 御家庭へのお願い

現場実習の実施にあたって

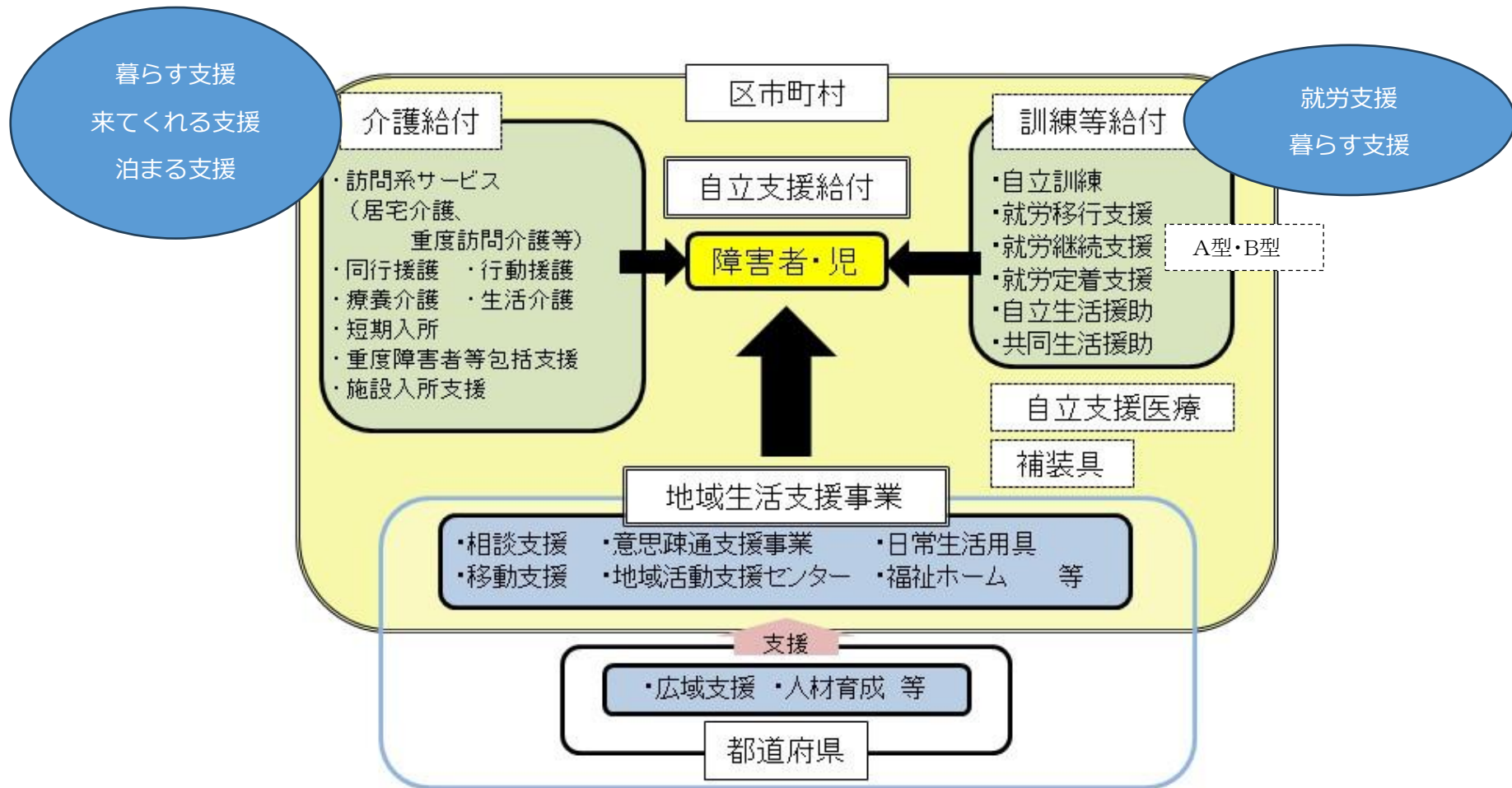
励まし	万全の体調で実習に参加できるように御配慮ください。
実習中	面談や振り返りの同行や通所の送迎など保護者の皆様の御協力をお願いします。
実習日誌の記入	実習先との相互理解を深めるため、家庭での様子など丁寧に伝えてください。

3. 日中の障害福祉サービスについて

1) 障害者総合支援法のサービス体系

「障害者総合支援法」による福祉サービスは大きく2つ

自立支援給付（介護給付、訓練等給付）と地域生活支援事業



2) 障害者総合支援法による福祉サービスの種類とは

(1) 生活介護事業

生活全般に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生活活動の機会を提供します。障害支援区分は、障害者総合支援法第4条第4項に、「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」とあります。適切なサービスが利用できるよう、障害者等に対する介護給付の必要な支援を6段階に分けた区分です。福祉課の調査員が行う80項目の調査（と、生活介護利用希望の場合は医師の意見書）を基に、区市町村の審査会で認定していきます。有効期間は3年間です。

在住地域以外の事業所の利用や他の居宅サービスとの併用については、制度上は問題ありません。

通所方法	送迎車が多い
工賃・賃金	なし（一部の事業所ではあり）
利用時間	約6時間／1日
支援員の人数	利用者3～6人に1名の支援員
主な活動内容	●創作活動 ●生産活動 ●レクリエーション活動、音楽療法、運動

低い ←必要とされる支援の度合い→ 高い						
非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護非対象			生活介護対象			
江戸川区立の生活介護事業所の非対象					江戸川区立の生活介護事業所の対象	

(2) 就労継続支援 B 型

一般企業での就労が難しい人や働くことに不安を抱えている人に対して、必要な訓練や支援を提供する事業です。雇用契約は締結しないため、自分の障害状態や状況に合わせて作業を行うことができることが B 型事業の利点です。主な作業内容は、クッキーやパン等の自主生産品の製造、外部からの受注作業としての封入等の軽作業、清掃作業等です。

通所方法	自主通所（一部送迎実施施設あり）
工賃・賃金	平均工賃 17,031 円／月（令和 4 年度）
利用時間	約 7 時間／1 日
支援員の人数	利用者 8 ～ 10 人に 1 名の支援員
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受注作業（封入、箱折り、組立等） ● 自主生産（食品製造、カフェ運営、小物製造等） ● 清掃作業

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の改正により、令和 7 年(2025 年)10 月から、就労選択支援が創設されました。B 型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用する必要があります。以下江戸川区における実施の流れ

1 江戸川区障害者福祉課による認定調査実施	
2 保護者は相談支援事業所に利用計画作成依頼	→ 江戸川区障害者福祉課による受給者証発行
3 保護者は就労選択支援事業所と利用契約	→ アセスメントの実施（事業所 3 日と学校 2 日の合計 5 日）
4 多機関ケース会議にてアセスメントシートの共有	→ 進路選択の検討材料となる

(3) 就労継続支援 A 型

B 型事業所と違う点は、利用者と事業所で雇用契約します。利用期間の制限はなく、事業所毎に勤務時間は異なります。

通所方法	自主通所
工賃・賃金	最低賃金支給
利用時間	4～6 時間／1 日（事業所によって違いが大きい）
支援員の人数	利用者 6～10 人に 1 名の支援員
主な活動内容	●加工作業、事務作業、PC 訓練、ビジネスマナー、園芸活動、パン製造、接客、清掃、配達作業等

(4) 就労移行支援

就労を希望する人に、就労に向けた訓練や支援等を提供する事業です。

標準利用期間は 24 か月（2 年）になりますが、必要性が認められた場合は最大 12 か月（1 年）の延長が可能です。

通所方法	自主通所
工賃・賃金	支給なし（一部では受注業務等による工賃支給あり）
利用時間	4～6 時間／1 日（事業所によって違いが大きい）
支援員の人数	利用者 6～10 人に 1 名の支援員
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練的な支援：受託加工作業、事務作業、PC 訓練、ビジネスマナー等 ●実践的な支援：施設外作業、体験実習等 ●求職活動支援：履歴書作成、面接練習、求職活動等 ●就労後支援：就労定着支援事業（6 か月間、本人の希望があれば 3 年間）

(5) 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力や身体能力の維持、向上のために支援、訓練を行う事業です。日中活動の自立訓練を提供している事業所の多くは、生活訓練か機能訓練のどちらかに特化した支援を行っています。最近では、生活訓練と就労移行支援を組み合わせる福祉型カレッジを掲げる事業所もあります。

生活訓練には、宿泊型自立訓練事業もあります。自立訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人たちに対して、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練や、その他の支援が必要な人たちに向けての宿泊場所（通勤寮）となります。

通所方法	生活訓練：原則自主通所 機能訓練：送迎車あり
工賃・賃金	なし（一部の事業所ではあり）
利用時間	約6時間／1日
支援員の人数	利用者3～6人に1名の支援員
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●創作活動 ●生産活動 ●レクリエーション活動、音楽療法、運動

3) 契約や通所に向けた活動

卒業後に福祉サービスを利用するためには、区に受給者証を発行してもらい、事業所との契約を結びます。1年生のうちから福祉事業所の見学をおすすめします。見学に際し、事前の予約(電話は16時以降がよいと思われる)と担任への連絡をお願いします。

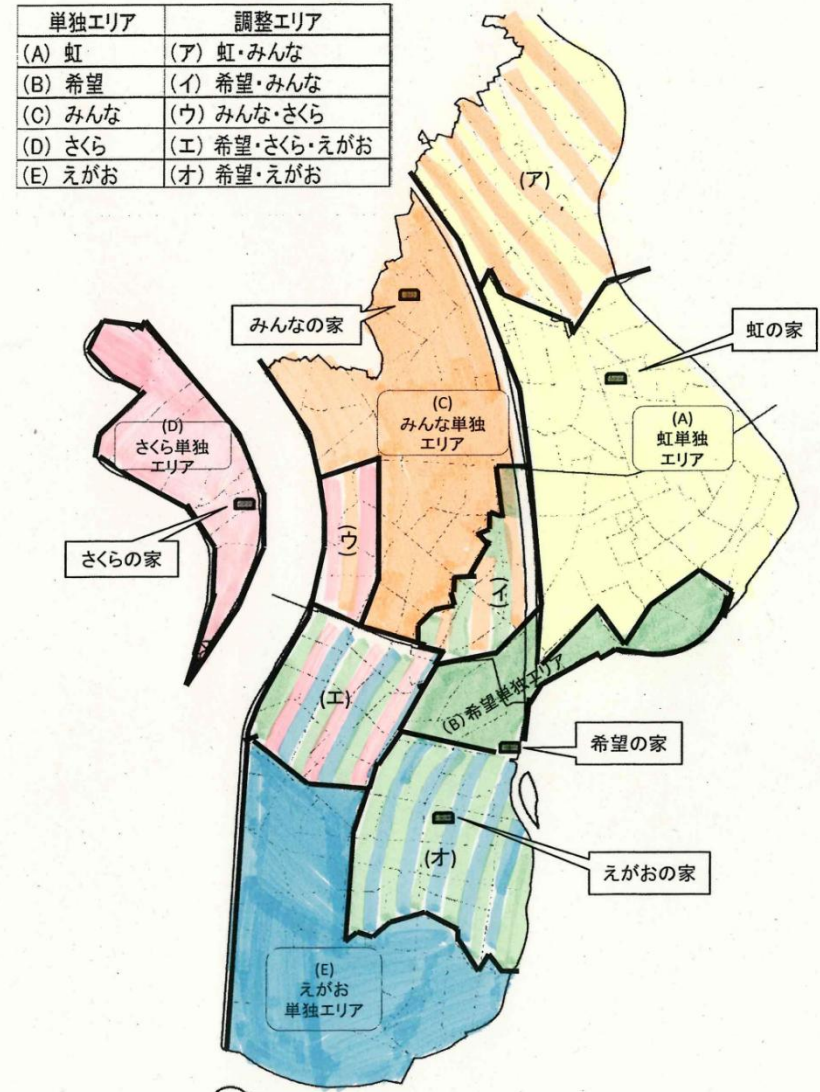
	区立の生活介護	民間の生活介護	B型事業所	A型事業所	自立訓練	就労移行支援
2学年から			障害支援区分 認定調査			
			就労選択支援 アセスメント			
5月	障害支援区分認定調査					
8月～9月	区分決定区分5 以上で利用可能	区分決定区分3 以上で利用可能				
11月	区より保護者宛てに「進路決定について」を配布					
12月				障害支援区分認定調査		
1月	内定者決定					
2月上旬	内定通知書到着					
2月中	計画相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼、計画相談支援事業所は計画案と申請書各種を区へ提出					
3月中	区から受給者証到着後、事業所と契約					
卒業後4月～	サービス利用開始					

4) 区に応じて利用できるサービスについて

生活介護事業所（介護給付）を希望する方は、支援区分3以上が必要で、江戸川区立の生活介護事業所（〇〇の家）は、支援区分5以上の方が対象であり、かつ、居住する地域ごとに地区割り制度が設けられています。

記号	地域表示
(A)	北篠崎・西篠崎・篠崎町・上篠崎・下篠崎町・南篠崎町・東篠崎町・東篠崎・鹿骨・鹿骨町・東松本・谷河内・新堀・東瑞江・春江町1～3丁目
(B)	瑞江・西瑞江・江戸川・春江町4～5丁目
(C)	松本・大杉・興宮町・上一色・本一色・中央・松島・松江・西一之江
(D)	平井・小松川
(E)	西葛西・南葛西・清新町・臨海町
(ア)	北小岩・東小岩・西小岩・南小岩
(イ)	一之江
(ウ)	東小松川・西小松川町
(エ)	一之江町・二之江町・宇喜田町・船堀・北葛西
(オ)	東葛西・中葛西

別紙 平成31年度以降の通所エリア図



4. 企業就労について

1) 企業就労にあたって

(1) 現場実習 = 教育課程の一環

本人の卒業後の可能性を広げるため、もてる力や企業から見た課題点を洗い出し、成長につなげます。

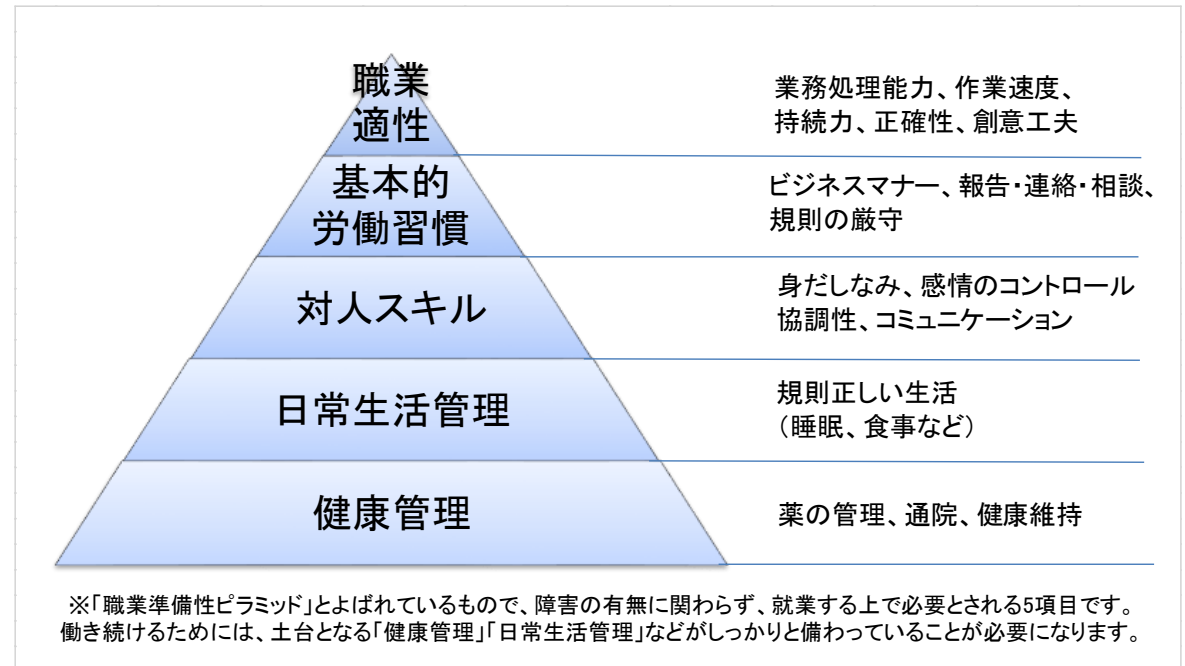
(2) 公正採用選考の実施

新卒採用選考開始後(例年9月16日以降)、採用に関しては進路担当が確認を進めます。採用選考中の差別が生じないように、努めています。

(3) 就労準備性のピラミッド

ピラミッドの土台となる部分は御家庭での御指導が中心です。

「職業適性」の部分の能力が高くても、生活の土台がしっかり構築されていなければ、社会参加の幅が狭まってしまいます。



2) 卒業学年のイベント

1 学期	夏休み	2 学期	3 学期
	愛の手帳成人更新		
	求職登録	職業的重度知的障害者判定	雇用契約
		採用選考開始日(9月16日)以降 求人票で雇用条件の確認 応募 採用選考 内定	
		就労支援センター登録	
現場実習		現場実習	現場実習

3) 求職登録

求職登録とは、就労を希望する方が管轄のハローワークに職業紹介の依頼の登録を行うことです。登録することで、ハローワークの担当者から職業相談や障害者専用求人の紹介を受けることが可能となります。高等部3年次に、学校所在地を管轄するハローワークで行います。9月中旬から採用選考が始まりますので、その前までに登録しておく学校が多いです。本校の場合は、ハローワーク木場と連携し、夏休み中に登録しています。本人の不利益になることはないので、希望や課題、配慮してもらいたいことを素直に伝えることが大切です。

4) 職業的重度知的障害者判定

障害者の雇用率カウントや事業主に対する国などの各種助成金の支給条件の緩和などにより、知的障害者の雇用促進と職場定着を図ることを目的とし、知的障害者の方の就職に際して事業主側の配慮がどの程度必要であるのかを判断する制度です。

但し、愛の手帳でいうところの重度や年金制度とは異なります。採用の有利、不利も基本的にありません。

本人・保護者が希望しない場合は判定を受けなくても構いません。しかし、雇用率のダブルカウント、手厚い助成金、助成期間の延長等による企業への効果がある一方、本人にとっても「より丁寧な合理的配慮が受けられる」といったメリットを得ることができます。費用はかからず、個人情報も保護されます。本人の不利益になることはないので、希望や課題、配慮してもらいたいことを素直に伝えることが大切です。一度判定を受けるとその後は有効です。

(1) 対象

高等部3年生で、企業への就労を希望する生徒のうち、愛の手帳3度の方と4度かつIQ60未満の方が対象です。なお、愛の手帳1度、2度の方は愛の手帳の判定のみで職業的重度知的障害者として判定されます。

(2) 手続き 本校では、求職登録の際に、職業的重度知的障害者判定の判定依頼書をハローワークに提出しています。

(3) 場所 東京障害者職業センター 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル2F・3F
又は多摩支所 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5F

(4) 進め方 愛の手帳の判定日が学齢期以前か以後かで異なります。

判定日が学齢期以前	誕生月が2～3月	特例で直接、判定に進む		
	誕生月が4～1月	成人更新後	愛の手帳3度	であれば判定に進む
愛の手帳4度			IQ照会の結果60未満であれば判定に進む	
判定日が学齢期以後	誕生月、成人更新関係なく		愛の手帳3度であれば判定に進む。4度であればIQ照会実施	

5) 企業就労までの流れ

